

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一〜九の三（略）</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第九十三條の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第九十三條の二第二項の規定により監査証明を行</p>	<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一〜九の三（略）</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第九十三條の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第九十三條の二第二項の規定により監査証明を行</p>

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 監査証明府令第四条第六項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 監査証明府令第四条第十一項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見

(iii) 監査証明府令第四条第十六項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論
(iv) 監査証明府令第四条第十八項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

(3) (6) (略)

十〇十八 (略)

十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の九に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号。以下この号において「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 監査証明府令第四条第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 監査証明府令第四条第八項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見

(iii) 監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論
(iv) 監査証明府令第四条第十四項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

(3) (6) (略)

十〇十八 (略)

十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の九に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象

3
11
(略)

の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における親会社株主に帰属する当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。)が発生した場合 次に掲げる事項

- イ 当該事象の発生日
- ロ 当該事象の内容
- ハ 当該事象の連結損益に与える影響額

3
11
(略)

の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。)が発生した場合 次に掲げる事項

- イ 当該事象の発生日
- ロ 当該事象の内容
- ハ 当該事象の連結損益に与える影響額

○ 企業に格付の課税と課するに關するに關する令（昭和四十八年大藏省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (12) (略) (13) 新規発行社債 a ~ k (略)</p> <p>1 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。 (a)・(b) (略) 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(14)・(15) (略) (16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債 a ~ f (略) g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。 (a)・(b) (略) 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(17) ~ (21) (略) (22) 売出有価証券 a ~ f (略) g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。 (a)・(b) (略) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>h (略) (23) ~ (24) (略) (25) 主要な経営指標等の推移</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (12) (略) (13) 新規発行社債 a ~ k (略)</p> <p>1 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。 (a)・(b) (略) 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(14)・(15) (略) (16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債 a ~ f (略) g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。 (a)・(b) (略) 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(17) ~ (21) (略) (22) 売出有価証券 a ~ f (略) g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。 (a)・(b) (略) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>h (略) (23) ~ (24) (略) (25) 主要な経営指標等の推移</p>

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について（30）のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

（a）・（b）（略）

（c） 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

（d）～（i）（略）

（j） 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

（k） 自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

（l）～（q）（略）

b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

（a）～（c）（略）

（d） 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（連結財務諸表を作成している場合を除く。）

（e）～（l）（略）

（m） 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

（n） 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

（o）～（u）（略）

c・d（略）

(26)～(29)（略）

(30) 業績等の概要

a～c（略）

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下dにおいて同じ。）を（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について（30）のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

（a）・（b）（略）

（c） 当期純利益金額又は当期純損失金額

（d）～（i）（略）

（j） 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

（k） 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

（l）～（q）（略）

b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

（a）～（c）（略）

（d） 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、連結財務諸表を作成している場合を除く。）

（e）～（l）（略）

（m） 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

（n） 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

（o）～（u）（略）

c・d（略）

(26)～(29)（略）

(30) 業績等の概要

a～c（略）

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。）を（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

(31) ～ (59) (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61) ただし書、(62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに持分変動計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63) 及び(64) により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(61) ～ (65) (略)

(66) その他

a・b (略)

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a) から(d) までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a) 及び(e) から(g) までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) ・(b) (略)

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d) ・(e) (略)

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

ただし、提出会社が米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

(31) ～ (59) (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61) ただし書、(62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに持分変動計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63) 及び(64) により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(61) ～ (65) (略)

(66) その他

a・b (略)

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a) から(d) までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a) 及び(e) から(g) までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) ・(b) (略)

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d) ・(e) (略)

(f) 当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g) (略)

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るcの（d）に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの（d）に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e (略)

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)のaただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)のa、(70)及び(71)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(59)のdに該当する場合に限る。）には、(67)（bを除く。）から(72)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)（aただし書及びbを除く。）から(72)までに準じて記載すること。

c～f (略)

(68)～(87) (略)

(g) (略)

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。）に係るcの（d）に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの（d）に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e (略)

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下このaにおいて同じ。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)のaただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)のa、(70)及び(71)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(59)のdに該当する場合に限る。）には、(67)（bを除く。）から(72)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)（bを除く。）から(72)までに準じて記載すること。

c～f (略)

(68)～(87) (略)

改正案

現行

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(11)

2～5 (略)

第2～第4 (略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】(12)

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(13)

③【連結株主資本等変動計算書】(14)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(15)

⑤ (略)

(2)【その他】(16)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】(17)

②【損益計算書】(18)

③【株主資本等変動計算書】(19)

④【キャッシュ・フロー計算書】(20)

⑤ (略)

(2) (略)

(3)【その他】(21)

第6・第7 (略)

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】(22)

1～4 (略)

第四部【株式公開情報】(23)

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(24)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(25)

1～3 (略)

第3【株主の状況】(26)

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2～5 (略)

第2～第4 (略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】(10-2)

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】

③【連結株主資本等変動計算書】

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤ (略)

(2)【その他】(10-3)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】(10-4)

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤ (略)

(2) (略)

(3)【その他】(10-5)

第6・第7 (略)

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1～4 (略)

第四部【株式公開情報】(11)

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(12)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(13)

1～3 (略)

第3【株主の状況】(14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) ~ (10) (略)

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度(会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度)に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。

なお、特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(18)のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a) 売上高

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

(d) 包括利益金額

(e) 純資産額

(f) 総資産額

(g) 1株当たり純資産額(連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(l) 株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(m) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(n) 投資活動によるキャッシュ・フロー

(o) 財務活動によるキャッシュ・フロー

(p) 現金及び現金同等物の期末残高

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) ~ (10) (略)

(新設)

- (q) 従業員数
- b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下bにおいて同じ。）（会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近2事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。
- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
- (e) 資本金
- (f) 発行済株式総数
- (g) 純資産額
- (h) 総資産額
- (i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (j) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。以下同じ。）
- (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
- (m) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
- (n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
- (o) 株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
- (p) 配当性向（1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
- (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
- (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
- (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
- (t) 現金及び現金同等物の期末残高（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
- (u) 従業員数
- c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(q)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
また、bの(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。
- d aの(l)及びbの(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を

付記すること。

(12) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。（13）から（15）において同じ。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。））。以下（12）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下（12）及び（16）のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下（12）において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下（12）において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下（12）において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

c （略）

(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（（12）により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、（12）ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下（13）において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、（12）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する

(10-2) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。））。以下この（10-2）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この（10-2）及び（10-3）のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この（10-2）において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この（10-2）において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この（10-2）において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

c （略）

（新設）

比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(14) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書 ((12) により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書) を掲げること。

ただし、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合 (特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書 (中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 ((12) により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書) を掲げること。

ただし、(12) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間 (指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。) の四半期連結キャッシュ・フロー計算書 (四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。) を、また、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合 (特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書 (中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

(16) その他

a (略)

b 次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((12) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要 (四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((12) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合 (特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。) を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要 (四半期連結財務諸表 (特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表) の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((12) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要 (四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) (略)

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間 (当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。) に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) ・ (b) (略)

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。)

(d) ・ (e) (略)

(新設)

(新設)

(10-3) その他

a (略)

b 次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((10-2) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要 (四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((10-2) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合 (特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。) を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要 (四半期連結財務諸表 (特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表) の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((10-2) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要 (四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) (略)

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間 (当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。) に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) ・ (b) (略)

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)

(d) ・ (e) (略)

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

(g) (略)

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るcの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e (略)

(17) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。(18) から (20) までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(21)において同じ。）が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）。以下(17)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下(17)並びに(21)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(17)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(17)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(17)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c (略)

(18) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(17)により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(17) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(18)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(17) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注

(f) 当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g) (略)

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。）に係るcの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e (略)

(10-4) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(10-5)において同じ。）が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）。以下この(10-4)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下この(10-4)並びに(10-5)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この(10-4)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(10-4)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(10-4)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c (略)

(新設)

記している場合にあつては、製造原価明細書を掲げることがを要しない。

(19) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(17)により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(20) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(17)により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であつて、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(21) その他

a (略)

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(16)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) (略)

c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(16)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d～f (略)

(22) 連動子会社の最近の財務諸表

連動子会社について、最近2事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を第二部の記載に準じて記載すること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(新設)

(新設)

(10-5) その他

a (略)

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(10-3)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) (略)

c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(10-3)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d～f (略)

(新設)

<p>(23) 株式公開情報 (略)</p> <p>(24) 特別利害関係者等の株式等の移動状況 a～j (略)</p> <p>(25) 第三者割当等の概況 a・b (略) c 取得者の株式等の移動状況 (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、<u>(24)</u>に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。 (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、<u>(24)</u>に準じて記載すること。 (c) (略)</p> <p>(26) 株主の状況 a～g (略)</p>	<p>(11) 株式公開情報 (略)</p> <p>(12) 特別利害関係者等の株式等の移動状況 a～j (略)</p> <p>(13) 第三者割当等の概況 a・b (略) c 取得者の株式等の移動状況 (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、<u>(12)</u>に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。 (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、<u>(12)</u>に準じて記載すること。 (c) (略)</p> <p>(14) 株主の状況 a～g (略)</p>
--	--

改正案	現 行
<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>a (略)</p> <p>b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係(会社計算規則第2条第3項第31号に規定する共通支配下関係をいう。)にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)を記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>a (略)</p> <p>b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第31号に規定する共通支配下関係をいう。)にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)を記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】 <u>(1)</u> 2～5 (略) 第2～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)～(6) (略) (7)【議決権の状況】 <u>(2)</u> ①・② (略) (8) (略) 2～5 (略) 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 <u>(3)</u> ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】 <u>(4)</u> ③【連結株主資本等変動計算書】 <u>(5)</u> ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 <u>(6)</u> ⑤ (略) (2) (略) 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 ①【貸借対照表】 <u>(7)</u> ②【損益計算書】 <u>(8)</u> ③【株主資本等変動計算書】 <u>(9)</u> ④【キャッシュ・フロー計算書】 <u>(10)</u> ⑤ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) 第6 (略) 第7【株式公開情報】 <u>(11)</u> 1～3 (略) 第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) <u>次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</u> (1) <u>第二号の四様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。</u> (2) <u>「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(7) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載すること。</u></p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】 2～5 (略) 第2～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)～(6) (略) (7)【議決権の状況】 <u>(1)</u> ①・② (略) (8) (略) 2～5 (略) 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 ⑤ (略) (2) (略) 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 ①【貸借対照表】 ②【損益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【キャッシュ・フロー計算書】 ⑤ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) 第6 (略) 第7【株式公開情報】 <u>(2)</u> 1～3 (略) 第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) <u>次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</u> (1) <u>「第4 提出会社の状況」中「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載し、「第5 経理の状況」の「3 最近の財務諸表」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社)にあっては10事業年</u></p>

<p>(3) 第二号の四様式記載上の注意 (12) に準じて記載すること。</p> <p>(4) 第二号の四様式記載上の注意 (13) に準じて記載すること。</p> <p>(5) 第二号の四様式記載上の注意 (14) に準じて記載すること。</p> <p>(6) 第二号の四様式記載上の注意 (15) に準じて記載すること。</p> <p>(7) 第二号の四様式記載上の注意 (17) に準じて記載すること。</p> <p>(8) 第二号の四様式記載上の注意 (18) に準じて記載すること。</p> <p>(9) 第二号の四様式記載上の注意 (19) に準じて記載すること。</p> <p>(10) 第二号の四様式記載上の注意 (20) に準じて記載すること。</p> <p>(11) 「第7 株式公開情報」については、第二号の四様式第四部に準じて記載すること。</p>	<p>度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)を、第二号様式記載上の注意(83)に準じて掲げること。</p> <p>(2) 「第7 株式公開情報」については、第二号の四様式第四部に準じて記載すること。</p>
---	---

改正案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等(18)のhにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等)の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額</u></p> <p>(d) <u>親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額</u></p> <p>(e)～(l) (略)</p> <p>(m) 自己資本比率(四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定により<u>掲記される新株予約権</u>の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する<u>非支配株主持分の金額</u>を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により<u>掲記される新株予約権</u>の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する<u>非支配株主持分の金額</u>を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)</p> <p>(n)～(q) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間(以下この様式において「第1四半期会計期間」という。)の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等(18)のhにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等)の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>四半期純利益金額又は四半期純損失金額</u></p> <p>(d) <u>当期純利益金額又は当期純損失金額</u></p> <p>(e)～(l) (略)</p> <p>(m) 自己資本比率(四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による<u>新株予約権</u>の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する<u>少数株主持分の金額</u>を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による<u>新株予約権</u>の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する<u>少数株主持分の金額</u>を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)</p> <p>(n)～(q) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間(以下この様式において「第1四半期会計期間」という。)の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合</p>

を除く。)には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間(以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。)並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間(以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

(a)～(n) (略)

(o) 自己資本比率(四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

(p)～(s) (略)

d・e (略)

(6)～(36) (略)

を除く。)には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間(以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。)並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間(以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

(a)～(n) (略)

(o) 自己資本比率(四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

(p)～(s) (略)

d・e (略)

(6)～(36) (略)

改正案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。))により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社(中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。))が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))は、これらの経営指標等に相当する指標等)の推移について記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略) (c) <u>親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額</u> (d) <u>親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額</u> (e)～(m) (略) (n) 自己資本比率(中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (o)～(s) (略)</p> <p>b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。</p> <p>(a)～(d) (略) (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(中間財務諸表等規則第5条の7の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。)(中間連結財務諸表を作成している場合を除く。) (f)～(o) (略) (p) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (q)～(u) (略) c (略) (6)～(46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。))により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社(中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。))が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))は、これらの経営指標等に相当する指標等)の推移について記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略) (c) <u>中間純利益金額又は中間純損失金額</u> (d) <u>当期純利益金額又は当期純損失金額</u> (e)～(m) (略) (n) 自己資本比率(中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の3の規定による新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (o)～(s) (略)</p> <p>b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。</p> <p>(a)～(d) (略) (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(中間財務諸表等規則第5条の7の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合を除く。) (f)～(o) (略) (p) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (q)～(u) (略) c (略) (6)～(46) (略)</p>